

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

理事会規則

(目的等)

第1条 この規則は、一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会（以下「当法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第40条に基づき、当法人の理事会運営等に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規則の条文において、代表理事は定款第27条第2項により理事長と称する。また、理事長の代表職務を補佐するため、副理事長若干名を置く。

(構成)

第2条 理事会は、定款第30条に規定するとおり、全理事のほか全監事も構成員となる。ただし、監事は理事会での議決権を有しない。

2 理事会には、当法人の関係者であって、この規則第5条に定める招集権者に事前に申請した者も出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

3 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事会の権限)

第3条 定款第31条に規定する理事会の職務権限の具体的事項は、次のとおりとする。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務執行の監督
- 三 理事長及び副理事長の選定及び解職
- 四 社員総会の日時及び場所並びに議題議案の決定
- 五 重要な財産の処分及び譲り受け並びに多額の借財に関する事
- 六 重要な組織の設置運営、変更及び廃止に関する事
- 七 内部管理体制の整備
- 八 事業計画書及び収支予算書の承認
- 九 事業報告及び計算書類等の承認
- 十 当法人内部の役職の決定
- 十一 各種規則の制定、改廃
- 十二 社員の入社の審査、承認

(理事会の開催)

第4条 理事会は、原則として毎年度上半期と下半期に各1回開催し、定款第36条に定める理事長の職務執行状況の報告も受ける。なお、必要がある場合は臨時理事会を招集することができる。

(招集権者)

第5条 理事会は、定款第32条に定めるとおり、理事長がこれを招集するが、理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長が招集するものとする。

(招集の通知)

第6条 理事会を招集する者は、定款第32条の規定により、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知するものとする。

(理事会の議長)

第7条 理事会の議長は、定款第33条の規定により理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれにあたるものとする。

- 2 理事会の会議の目的事項について、議長である理事長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議については、理事長に事故もしくは支障があるときに準じて、副理事長が議長にあたるものとする。

(理事会の定足数と議決方法)

第8条 理事会は、定款第34条の規定により、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることはできない。

(議事録)

第9条 定款第37条が規定する関係法令に定められた理事会議事録の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 理事会が開催された日時及び場所
- 二 理事会が招集権者以外の者が招集して開催された場合(招集権者以外の理事が請求して開催した場合、監事が請求して開催した場合)は、その旨
- 三 理事会の議事経過の要領及びその結果
- 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 五 利益相反等の報告に関する意見または発言の内容の概要
- 六 理事会に出席した理事の氏名
- 七 理事会に出席した監事の氏名
- 八 議長の氏名
- 九 議事録作成者の氏名

- 2 理事会議事録は、作成後に定款第37条に定める方法で署名または記名押印し、10年間当法人の事務所に備え置くものとする。

- 3 理事会議事録の写しの送付をもって、欠席理事及び欠席監事への理事会報告に代えることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項及び当法人の運営全般にかかる必要な事項は、施行細則で別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃には、理事会の議決と社員総会の承認を要する。

附 則

この規則は、2020年6月29日から施行する。

この規則は、2025年3月17日から一部改正する。(字句の一部補足修正)